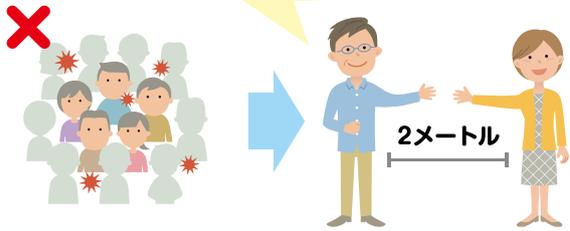


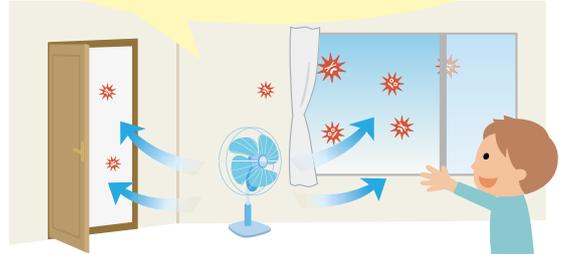
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう!

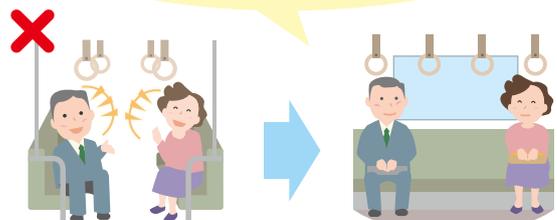
- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な方に対する地方税の徴収猶予制度について

【対 象】 以下の①②いずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少していること

②一時に納付を行うことが困難であること

【対象となる地方税】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が対象になります

【期 間】 最大1年間

【内 容】 担保の提供不要、延滞金もかかりません ※詳しくは市のホームページをご覧ください

【問い合わせ先】 税務課収納班（☎内線 174）

